

福岡市公園条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○福岡市公園条例（昭和33年福岡市条例第18号）

旧	新	備考
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第2章 公園の管理（第4条—第6条の3）</p> <p>第3章 有料公園及び有料公園施設の利用（第7条—第10条）</p> <p>第4章 市以外の者の公園施設の設置等（第11条—第15条）</p> <p>第5章 公園の占用（第16条—第18条）</p> <p>第6章 雑則（第19条—第24条）</p> <p>第7章 罰則（第25条—第28条）</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第1章の2 <u>公園及び公園施設の設置等（第3条—第3条の7）</u></p> <p>第2章 公園の管理（第4条—第6条の3）</p> <p>第3章 有料公園及び有料公園施設の利用（第7条—第10条）</p> <p>第4章 市以外の者の公園施設の設置等（第11条—第15条）</p> <p>第5章 公園の占用（第16条—第18条）</p> <p>第6章 雑則（第19条—第24条）</p> <p>第7章 罰則（第25条—第28条）</p>	
<p>新設 （設置，変更及び廃止）</p>	<p>第1章の2 <u>公園及び公園施設の設置等（公園の設置，変更及び廃止）</u></p>	
<p>第3条 省略</p>	<p>第3条 省略</p>	
<p>新設</p>	<p><u>（公園の設置基準）</u></p> <p>第3条の2 <u>法第3条第1項に規定する条例で定める基準は，次条及び第3条の4に定めるところによる。</u></p>	
<p>新設</p>	<p><u>（住民1人当たりの公園の敷地面積の標準）</u></p> <p>第3条の3 <u>本市の区域内の公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は，10平方メートル以上とする。</u></p>	

新設

(公園の配置及び規模の基準)

第3条の4 次の各号に掲げる公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、当該各号に定めるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

(1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園 街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。

(2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園 近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。

(3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園 徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。

(4) 主として本市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園、主として運動の用に供することを目的とする公園及び本市の区域を超える広域の利用に供することを目的とする公園であって休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるもの 容易に利用することができるように配置し、利用目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるように敷地面積を定めること。

	<p><u>2 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての公園，主として風致の享受の用に供することを目的とする公園，主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする公園，主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする公園等前項各号に掲げる公園以外の公園を設置する場合においては，それぞれその設置目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるように配置し，及びその敷地面積を定めるものとする。</u></p>	
新設	<p><u>(公園施設の建築面積の基準)</u> <u>第3条の5 法第4条第1項に規定する条例で定める割合は，100分の2とする。</u></p>	
新設	<p><u>(公園施設の建築面積の基準の特例)</u> <u>第3条の6 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「令」という。）第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は，同号に規定する建築物に限り，当該建築物を設ける公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。</u> <u>2 令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は，同号に規定する建築物に限り，当該建築物を設ける公園の敷地面積の100分の20を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。</u> <u>3 令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条</u></p>	

新設

第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該建築物を設ける公園の敷地面積の100分の10を限度として前条又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

4 令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該建築物を設ける公園の敷地面積の100分の2を限度として前条又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

(公園の移動等円滑化の基準)

第3条の7 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第13条第1項に規定する条例で定める基準及び同法第2条第13号に規定する特定公園施設以外の公園施設の新設、増設又は改築を行うときに高齢者、障がい者等（高齢者、障がい者、妊産婦その他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいう。以下同じ。）が公園を安全かつ円滑に利用できるようにするため適合させなければならない当該公園施設の構造及び設備に関する基準（以下「整備基準」という。）は、別表第1に定めるとおりとする。

2 公園施設の新設、増設又は改築を行うときに高齢者、障がい者等が整備基準により確保される水準よりも高度な水準で公園を安全かつ円滑に利用できるようにするため適合させるよう努める公園施設の構造及び設備に関する基準（以下「努力基準」という。）は、別表第1の2に定めるとおりとする。

3 第1項の規定にかかわらず、災害等のため一時使用す

る公園施設の設置については、同項の規定によらないことができる。

(公園使用料)

第6条の2 第4条第1項又は第6項の許可を受けた者は、別表第1の3に定める額の使用料を納付しなければならない。

(有料公園及び有料公園施設使用料)

第10条 第8条の承認を受けた者は、別表第1の4、別表第2、別表第2の2及び別表第2の3に定める金額の範囲内において規則で定める額の使用料を納付しなければならない。

- 2 省略
- 3 省略

別表第1

整備箇所	整備基準
1 出入口	主要な出入口については、敷地の地形的条件、管理状況等を考慮して、次に定める構造の出入口を1以上設けること。 (1) 有効幅員（出入口、園路等の幅員から、手すり、縁石、立ち上がり部又は歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件若しくは施設を設置するために必要な幅員を除いた幅員をいう。以下

(公園使用料)

第6条の2 第4条第1項又は第6項の許可を受けた者は、別表第1に定める額の使用料を納付しなければならない。

(有料公園及び有料公園施設使用料)

第10条 第8条の承認を受けた者は、別表第1の2、別表第2、別表第2の2及び別表第2の3に定める金額の範囲内において規則で定める額の使用料を納付しなければならない。

- 2 省略
- 3 省略

新設

		<p>同じ。)は、130センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 段を設けないこと。やむを得ず段を設ける場合においては、4の項に定める構造の傾斜路を併設すること。</p> <p>(3) 路面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(4) 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平部分を設けること。</p> <p>(5) 車止めを設ける場合においては、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とし、当該車止めの前後に150センチメートル以上の水平部分を設けること。</p>	
	<p>2 園路</p>	<p>主要な園路については、1の項に定める構造の主要な出入口と連続する構造とし、敷地の地形的条件、管理状況等を考慮して、次に定める構造の園路を1以上設けること。</p> <p>(1) 有効幅員は、次に定める基準に適合させること。</p> <p>ア 原則として180センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、幅を</p>	

120 センチメートル以上とすることができる。ただし、通路の末端付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けること。

(2) 縦断勾配は、次に定める基準に適合させること。

ア 縦断勾配は原則として4パーセント以下とし、勾配が50メートル以上続く場合においては、50メートル以内ごとに長さ150センチメートル以上、幅180センチメートル以上の水平部分を設けること。

イ 縦断勾配が4パーセント以上となる場合においては、斜路の上下端部に長さ180センチメートル以上の水平部分を設けるとともに、必要に応じて7の項に定める構造の手すりを設けること。

ウ 最大縦断勾配は、8パーセント以下とすること。

(3) 横断勾配は、1パーセント以下とし、可能な限り水平にすること。

(4) 路面は、平たんで滑りにくい仕上げとし、砂利敷きは用いないこと。

(5) 必要に応じて視覚障がい者誘導

		<p>用ブロック等（線状ブロック等（視覚障がい者を誘導するための床材をいう。）及び点状ブロック等（視覚障がい者の注意を喚起するための床材をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）を敷設すること。</p> <p>(6) 園路を横断する排水溝には、蓋を設けること。</p> <p>(7) 園路に設ける排水溝等の蓋は、車いすの車輪、つえ等が落ち込まない形状とすること。</p> <p>(8) 園路には車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこととし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合においては、4の項に定める構造の傾斜路を併設すること。</p> <p>(9) 縁石の切下げ寸法は、幅120センチメートル以上、段差2センチメートル以下とし、すりつけ部の勾配は10パーセント以下とすること。</p> <p>(10) 落下防止用の縁石は、高さ10センチメートル以上とすること。</p>	
	3 階段	<p>主要な園路に階段を設ける場合においては、当該階段は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 路面は、滑りにくい仕上げとすること。</p>	

- | | | |
|--|---|--|
| | <ul style="list-style-type: none">(2) 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。(3) 内のりは、90センチメートル以上とすること。(4) 両側に7の項に定める構造の手すりを設けること。(5) 回り段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。(6) けあげの寸法は15センチメートル以下、踏面の寸法は35センチメートル以上、けこみの寸法は2センチメートル以下とし、同一階段については、けあげ、踏面及びけこみの寸法を一定とすること。(7) 階段の上下端部には長さ120センチメートル以上の水平部分を設けること。(8) 高さが250センチメートルを超える階段にあつては、高さ250センチメートル以内ごとに踏幅120センチメートル以上の踊り場を設けること。(9) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものと | |
|--|---|--|

		<p>すること。</p> <p>(10) 階段の上端に近接する園路及び踊り場の部分には、必要に応じて点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>(11) 階段付近には、必要に応じて照明を設けること。</p> <p>(12) 両側に立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。</p>	
	4 傾斜路	<p>主要な園路に設けられる階段には、迂回するための次に定める構造の傾斜路を設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難な場合においては、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障がい者等の円滑な利用に適したものをもってこれに代えることができる。</p> <p>(1) 路面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(2) 有効幅員は、130センチメートル（段に併設する場合においては、90センチメートル）以上とすること。</p> <p>(3) 縦断勾配は、次に定める基準に適合させること。</p> <p>ア 縦断勾配は原則として4パーセント以下とし、高さが75センチメートルを超える場合においては、</p>	

		<p>高さ 75 センチメートル以内ごとに長さ 150 センチメートル以上、幅 180 センチメートル以上の水平部分を設けること。</p> <p>イ 縦断勾配が 4 パーセント以上となる場合においては、斜路の上下端部に長さ 180 センチメートル以上の水平部分を設けること。</p> <p>ウ 最大縦断勾配は、8 パーセント以下とすること。</p> <p>(4) 横断勾配は設けないこと。</p> <p>(5) 傾斜路の上下端に近接する園路等との色の明度の差が大きいこと等により当該傾斜路の存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>(6) 傾斜路の上端に近接する園路及び踊り場の部分には、必要に応じて点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>(7) 両側に 7 の項に定める構造の手すりを設けること。</p> <p>(8) 両側に立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。</p>	
	5 便所	<p>不特定かつ多数の者又は主として高齢者、障がい者等が利用する公園には、必要に応じて次に定める基準に適合する便所を設けること。</p> <p>(1) 不特定かつ多数の者が利用する</p>	

便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合する便所を1以上（男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。

ア 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保され、かつ、腰掛便座、手すりその他必要な設備が適切に配置されている便房（以下「福祉型便房」という。）が設けられていること。

イ 福祉型便房の出入口及び当該福祉型便房のある便所の出入口の有効幅員は、90センチメートル以上とすること。

ウ 出入口に段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合においては、4の項に定める構造の傾斜路を併設すること。

エ 福祉型便房の出入口又は当該福祉型便房のある便所の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、高齢者、障がい者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

オ 福祉型便房及び当該福祉型便房のある便所の出入口又はその付近

		<p>に、その旨を表示した標識を掲示すること。</p> <p>カ 福祉型便房には、高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。</p> <p>キ 福祉型便房の大きさは、間口 200 センチメートル、奥行き 200 センチメートルを標準とすること。</p> <p>ク 福祉型便房には、壁面の高さ 70 センチメートルから 80 センチメートルまでの間の位置に手すりを設け、必要に応じて可動式の手すりとする。</p> <p>(2) 不特定かつ多数の者が利用する男性用小便器のある便所を設ける場合においては、そのうち 1 以上は、床置き式の小便器その他これに類する小便器（以下「床置き式小便器等」という。）がある便所とすること。</p> <p>(3) (2)の規定により設けた便所の床置き式小便器等のうち 1 以上の床置き式小便器等には、手すりを設けること。</p> <p>(4) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p>	
	6 駐車場	<p>(1) 不特定かつ多数の者又は主として高齢者、障がい者等が利用する駐車場を設ける場合においては、次に</p>	

掲げる全駐車台数の区分に応じそれぞれ次に定める数以上の車いす使用者用駐車施設を設けた駐車場を1以上設けること。ただし、専ら自動二輪車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいい、側車付きのものを除く。）の駐車のために供される駐車場については、この限りでない。

ア 全駐車台数が200以下 当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数

イ 全駐車台数が201以上 当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数

(2) 駐車場を設ける場合においては、当該駐車場は、次に定める構造とすること。

ア 車いす使用者用駐車施設は、公園施設へ通じる駐車場の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路（ウに定める構造の駐車場内の通路を含むものに限る。）の距離ができるだけ短くなる位置であり、かつ、車の動線を横切らない位置に設けること。

イ 車いす使用者用駐車施設の幅は、350センチメートル以上とする

こと。

ウ 公園施設へ通じる駐車場の出入口から車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路は、次に定める構造とすること。

(ア) 路面は、滑りにくい仕上げとするとともに、車いす使用者の通行に支障のないものとする
こと。

(イ) 有効幅員は、120 センチメートル以上とすること。

(ウ) 区間 50 メートル以内ごとに車いすが転回することができる部分を設けること。

(エ) 高低差がある場合においては、次に定める構造の傾斜路又は車いす使用者用昇降機（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号）第 18 条第 2 項第 6 号に規定する国土交通大臣が定める構造を有するものをいう。以下同じ。）を設けること。

a 有効幅員は、120 センチメートル（段を併設する場合においては、90 センチメートル）以上とすること。

		<p>b 勾配は、12分の1(傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合においては、8分の1)以下とすること。</p> <p>c 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>d 傾斜路には、7の項に定める構造の手すりを設けること。</p> <p>e 路面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>f 傾斜路の前後の通路等と色の明度の差が大きいこと等により当該傾斜路の存在を容易に識別できるものとする事。</p> <p>エ 車いす使用者用駐車施設は、その旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>オ 車いす使用者用駐車施設の後部には、幅135センチメートル以上の安全路を設けること。</p>	
	7 手すり	2項に定める構造の園路, 3の項に定める構造の階段, 4の項に定める構造の傾斜路及び6の項に定める構造の駐車場に設ける手すりは、次に定める構造	

		<p>とすること。</p> <p>(1) 原則として連続して設けること。</p> <p>(2) 手すりの高さは、1本の場合にあっては80センチメートル程度とし、2本の場合にあっては65センチメートル程度及び85センチメートル程度とすること。</p> <p>(3) 握りやすい形状とすること。</p> <p>(4) 階段等の上下端部から50センチメートル以上の水平部分を設け、両端を壁面又は下方へ巻き込むこと。</p> <p>(5) 手すりの端部、わん曲部等に、現在位置、方向、行き先等を点字で表示すること。</p>	
	8 視覚障がい者誘導用ブロック等	<p>(1) 色は、原則として黄色とすること。ただし、これにより難しい場合は、周囲の床材との色の明度の差又は輝度比の大きい色とすること。</p> <p>(2) 大きさは、原則として縦横それぞれ30センチメートルとすること。</p>	
	9 標識類	<p>(1) 公園の標識及び掲示板（以下「標識類」という。）は、次に定める基準に適合させること。</p> <p>ア 高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造のものであること。</p> <p>イ 標識類に表示された内容が容易に識別できるものであること。</p>	

		(2) 不特定かつ多数の者又は主として高齢者、障がい者等の利用に配慮された公園施設の配置を表示した標識を設ける場合においては、そのうち1以上は、公園の主要な出入口の付近に設けること。	
	10 ベンチ	ベンチを設ける場合においては、当該ベンチは、必要に応じて高齢者、障がい者等に配慮した構造とすること。	
	11 野外卓	野外卓を設ける場合においては、当該野外卓は、車いす使用者に配慮した構造とし、使用のため接近する方向の床に150センチメートル以上の水平部分を設けること。	
	12 券売機	1か所に2以上の券売機を設ける場合においては、当該券売機は車いす使用者の利用に支障のない構造とし、1以上の券売機では料金等を点字で表示すること。	
	13 水飲み器及び手洗い場	<p>不特定かつ多数の者又は主として高齢者、障がい者等が利用する水飲み器又は手洗い場を設ける場合においては、水飲み器及び手洗い場のうちそれぞれ1以上は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 飲み口及び洗面部分の高さは、76センチメートルを標準とすること。</p> <p>(2) 給水栓は、自動感知式、ボタン式</p>	

		<p>又はレバー式とすること。</p> <p>(3) 飲み口及び洗面部分の下部には、高さ 65 センチメートル以上の空間を確保すること。</p> <p>(4) 水飲み器を設ける場合においては、使用のため接近する方向の床に奥行き 150 センチメートル以上、幅 90 センチメートル以上の水平部分を設けること。</p> <p>(5) 手洗い場を設ける場合においては、周辺に車いす使用者が容易に近づけるよう十分な広さを確保すること。</p>	
	<p>14 休憩所及び管理事務所</p>	<p>公園の中に休憩所を設ける場合においては、高齢者、障がい者等の当該休憩所への接近性及び当該休憩所内での移動性に配慮して、配置、間取り等の計画を行い、そのうち 1 以上は、次に定める基準に適合させることとし、公園の中に管理事務所を設ける場合においては、次に定める基準に適合させること。</p> <p>(1) 出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 有効幅員は、120 センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80 センチメー</p>	

		<p>トル以上とすることができる。</p> <p>イ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこととし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合においては、4の項に定める構造の傾斜路を併設すること。</p> <p>ウ 戸を設ける場合においては、有効幅員は80センチメートル以上とし、高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造のものとする。</p> <p>(2) カウンターを設ける場合においては、そのうち1以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造とすること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応することができる構造である場合においては、この限りでない。</p> <p>(3) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</p> <p>(4) 不特定かつ多数の者又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所を設ける場合においては、そのうち1以上は、5の項に定める基準に適合させること。</p>	
	15 屋根付き広場	公園に屋根付き広場を設ける場合においては、そのうち1以上は、次に定	

		<p>める基準に適合させること。</p> <p>(1) 出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこととし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合においては、4の項に定める構造の傾斜路を併設すること。</p> <p>(2) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</p>	
	<p>16 野外劇場及び野外音楽堂</p>	<p>公園に野外劇場又は野外音楽堂を設ける場合においては、次に定める基準に適合させること。</p> <p>(1) 出入口は、15の項(1)に定める構造とすること。</p> <p>(2) 出入口、(3)の車いす使用者用観覧スペース及び高齢者、障がい者等に配慮した便所間の経路を構成する通路は、次に定める基準に適合させること。</p> <p>ア 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の</p>	

状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとした上で、有効幅員を80センチメートル以上とすることができる。

イ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこととし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合においては、4の項に定める構造の傾斜路を併設すること。

ウ 縦断勾配は、4パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

エ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

オ 路面は、滑りにくい仕上げとすること。

(3) 当該野外劇場又は野外音楽堂の収容定員が200以下の場合にあっては当該収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員が200を超

新設		<p>える場合にあつては当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用観覧スペースを設けることとし、当該車いす使用者用観覧スペースは、次に定める基準に適合させること。</p> <p>ア 幅が90センチメートル以上、奥行きが120センチメートル以上であること。</p> <p>イ 車いす使用者が利用する際に支障となる段がないこと。</p>	
	<u>別表第1の2</u>		
	整備箇所	努 力 基 準	
	1 出入口	<p>主要な出入口については、敷地の地形的条件、管理状況等を考慮して、次に定める構造の出入口を1以上設けること。</p> <p>(1) 有効幅員は、180センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 段を設けないこと。やむを得ず段を設ける場合においては、4の項に定める構造の傾斜路を併設すること。</p> <p>(3) 路面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(4) 出入口からの水平距離が180センチメートル以上の水平部分を設けること。</p>	

		<p>(5) 車止めを設ける場合においては、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とし、当該車止めの前後に150センチメートル以上の水平部分を設けること。</p>	
	<p>2 園路</p>	<p>主要な園路については、1の項に定める構造の主要な出入口と連続する構造とし、敷地の地形的条件、管理状況等を考慮して、次に定める構造の園路を1以上設けること。</p> <p>(1) 有効幅員は、180センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 縦断勾配は、次に定める基準に適合させること。</p> <p>ア 縦断勾配は4パーセント以下とし、勾配が50メートル以上続く場合においては、50メートル以内ごとに長さ150センチメートル以上の水平部分を設けること。</p> <p>イ 縦断勾配が3パーセント以上となる場合においては、斜路の上下端部に長さ180センチメートル以上の水平部分を設けるとともに、必要に応じて7の項に定める構造の手すりを設けること。</p> <p>(3) 横断勾配は、1パーセント以下とし、可能な限り水平にすること。</p>	

		<p>(4) 路面は、平たんで滑りにくい仕上げとし、砂利敷きは用いないこと。</p> <p>(5) 必要に応じて視覚障がい者誘導用ブロック等を敷設すること。</p> <p>(6) 園路を横断する排水溝には、蓋を設けること。</p> <p>(7) 園路に設ける排水溝等の蓋は、車いすの車輪、つえ等が落ち込まない形状とすること。</p> <p>(8) 園路には車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこととし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合においては、4の項に定める構造の傾斜路を併設すること。</p> <p>(9) 縁石の切下げ寸法は、幅120センチメートル以上、段差2センチメートル以下とし、すりつけ部の勾配は10パーセント以下とすること。</p> <p>(10) 落下防止用の縁石は、高さ10センチメートル以上とすること。</p>	
	<p>3 階段</p>	<p>主要な園路に階段を設ける場合においては、当該階段は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 路面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(2) 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とするこ</p>	

と。

- (3) 内のりは、150センチメートル以上とすること。
- (4) 両側に7の項に定める構造の手すりを設け、特に幅の広い場合においては、中間にも設けること。
- (5) 回り段を設けないこと。
- (6) けあげの寸法は15センチメートル以下、踏面の寸法は35センチメートル以上、けこみの寸法は2センチメートル以下とし、同一階段については、けあげ、踏面及びけこみの寸法を一定とすること。
- (7) 階段の上下端部には長さ120センチメートル以上の水平部分を設けること。
- (8) 高さが250センチメートルを超える階段にあつては、高さ250センチメートル以内ごとに踏幅120センチメートル以上の踊り場を設けること。
- (9) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。
- (10) 階段の上下端に近接する園路及び踊り場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。

		<p>(11) 階段付近には、必要に応じて照明を設けること。</p> <p>(12) 両側に立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。</p>	
	<p>4 傾斜路</p>	<p>主要な園路に設けられる階段には、迂回するための次に定める構造の傾斜路を設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難な場合においては、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障がい者等の円滑な利用に適したものをもってこれに代えることができる。</p> <p>(1) 路面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(2) 有効幅員は、150センチメートル（段に併設する場合においては、120センチメートル）以上とすること。</p> <p>(3) 縦断勾配は、次に定める基準に適合させること。</p> <p>ア 縦断勾配は4パーセント以下とし、高さが75センチメートルを超える場合においては、高さ75センチメートル以内ごとに長さ150センチメートル以上の水平部分を設けること。</p> <p>イ 縦断勾配が3パーセント以上と</p>	

		<p>なる場合においては、斜路の上下端部に長さ 180 センチメートル以上の水平部分を設けること。</p> <p>(4) 横断勾配は設けないこと。</p> <p>(5) 傾斜路の踊り場及び当該傾斜路に接する園路等との色の明度の差が大きいこと等により当該傾斜路の存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>(6) 傾斜路の上端に近接する園路及び踊り場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>(7) 両側に7の項に定める構造の手すりを設けること。</p> <p>(8) 両側に立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。</p>	
	5 便所	<p>不特定かつ多数の者又は主として高齢者、障がい者等が利用する公園には、必要に応じて次に定める基準に適合する便所を設けること。</p> <p>(1) 不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合する便所を1以上（男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。</p> <p>ア 福祉型便房が設けられているこ</p>	

と。

イ 福祉型便房の出入口及び当該福祉型便房のある便所の出入口の有効幅員は、90センチメートル以上とすること。

ウ 出入口に段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合においては、4の項に定める構造の傾斜路を併設すること。

エ 福祉型便房の出入口又は当該福祉型便房のある便所の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、高齢者、障がい者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

オ 福祉型便房及び当該福祉型便房のある便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示すること。

カ 福祉型便房には、高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。

キ 福祉型便房の大きさは、間口200センチメートル、奥行き200センチメートルを標準とすること。

ク 福祉型便房には、壁面の高さ70センチメートルから80センチメー

		<p>トルまでの間の位置に手すりを設け、必要に応じて可動式の手すりとする。</p> <p>(2) 不特定かつ多数の者が利用する男性用小便器のある便所を設ける場合においては、そのうち1以上は、床置き式小便器等がある便所とすること。</p> <p>(3) (2)の規定により設けた便所の床置き式小便器等のうち1以上の床置き式小便器等には、手すりを設けること。</p> <p>(4) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p>	
	6 駐車場	<p>(1) 不特定かつ多数の者又は主として高齢者、障がい者等が利用する駐車場を設ける場合においては、次に掲げる全駐車台数の区分に応じそれぞれ次に定める数以上の車いす使用者用駐車施設を設けること。</p> <p>ア 全駐車台数が 200 以下 当該駐車台数に 50 分の 1 を乗じて得た数</p> <p>イ 全駐車台数が 201 以上 当該駐車台数に 100 分の 1 を乗じて得た数に 2 を加えた数</p> <p>(2) 駐車場を設ける場合においては、当該駐車場は、次に定める構造とすること。</p>	

- | | | | |
|--|--|--|--|
| | | <p>ア 車いす使用者用駐車施設は、公園施設へ通じる駐車場の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路（ウに定める構造の駐車場内の通路を含むものに限る。）の距離ができるだけ短くなる位置であり、かつ、車の動線を横切らない位置に設けること。</p> <p>イ 車いす使用者用駐車施設の幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 公園施設へ通じる駐車場の出入口から車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 表面は、滑りにくい仕上げとするとともに、車いす使用者の通行に支障のないものとする</p> <p>こと。</p> <p>(イ) 有効幅員は、180センチメートル以上とすること。</p> <p>(ウ) 高低差がある場合においては、次に定める構造の傾斜路又は車いす使用者用昇降機を設けること。</p> <p>a 有効幅員は、150センチメートル（段を併設する場合には、120センチメートル）</p> | |
|--|--|--|--|

以上とすること。

b 勾配は、15分の1以下とすること。

c 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊り場を設けること。

d 傾斜路が同一平面で交差し、又は接続する場合においては、当該交差し、又は接続する部分に踏幅150センチメートル以上の踊り場を設けること。

e 傾斜路には、両側に7の項に定める構造の手すりを設けること。

f 路面は、滑りにくい仕上げとすること。

g 傾斜路の踊り場及び当該傾斜路に接する通路等との色の明度の差が大きいこと等により当該傾斜路の存在を容易に識別できるものとする。

エ 車いす使用者用駐車施設は、その旨を見やすい方法により表示すること。

オ 車いす使用者用駐車施設の後部

		<p>には、幅 135 センチメートル以上の安全路を設けること。</p> <p>カ 道路から駐車場へ通じる出入口には、車いす利用者用駐車施設がある旨を見やすい方法により表示すること。</p>	
	7 手すり	<p>2 の項に定める構造の園路, 3 の項に定める構造の階段, 4 の項に定める構造の傾斜路及び 6 の項に定める構造の駐車場に設ける手すりは、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 連続して設けること。</p> <p>(2) 手すりの高さは、1 本の場合にあっては 80 センチメートル程度とし、2 本の場合にあっては 65 センチメートル程度及び 85 センチメートル程度とすること。</p> <p>(3) 握りやすい形状とすること。</p> <p>(4) 階段等の上下端部から 50 センチメートル以上の水平部分を設け、両端を壁面又は下方へ巻き込むこと。</p> <p>(5) 手すりの端部、わん曲部等に、現在位置、方向、行き先等を点字で表示すること。</p>	
	8 視覚障がい者誘導用ブロック等	<p>(1) 色は、原則として黄色とすること。ただし、これにより難しい場合は、周囲の床材の色と明度の差又は輝度比の大きい色とすること。</p>	

		(2) 大きさは、原則として縦横それぞれ 30 センチメートルとすること。	
	9 標識類	<p>(1) 標識類は、次に定める基準に適合させること。</p> <p>ア 高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造のものであること。</p> <p>イ 標識類に表示された内容が容易に識別できるものであること。</p> <p>(2) 不特定かつ多数の者又は主として高齢者、障がい者等の利用に配慮された公園施設の配置を表示した標識を設ける場合においては、そのうち 1 以上は、公園の主要な出入口の付近に設けること。</p> <p>(3) 公園の出入口等のうち主要な箇所には、次に定める視覚障がい者のための案内板を設けること。</p> <p>ア 点字で表示するとともに、文字や記号を彫り込んで表示すること。</p> <p>イ できるだけ大きな文字とし、色の対比を鮮明にすること。</p>	
	10 ベンチ	ベンチを設ける場合においては、当該ベンチは、必要に応じて高齢者、障がい者等に配慮した構造とすること。	
	11 野外卓	野外卓を設ける場合においては、当該野外卓は、車いす使用者に配慮した	

		<p>構造とし、使用のため接近する方向の床に 150 センチメートル以上の水平部分を設けること。</p>	
	<p>12 券売機</p>	<p>1 か所に 2 以上の券売機を設ける場合においては、当該券売機は車いす使用者の利用に支障のない構造とし、1 以上の券売機では料金等を点字で表示すること。</p>	
	<p>13 水飲み器及び手洗い場</p>	<p>不特定かつ多数の者又は主として高齢者、障がい者等が利用する水飲み器又は手洗い場を設ける場合においては、水飲み器及び手洗い場のうちそれぞれ 1 以上は、次に定める構造とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 飲み口及び洗面部分の高さは、76 センチメートルを標準とすること。 (2) 給水栓は、自動感知式、ボタン式又はレバー式とすること。 (3) 飲み口及び洗面部分の下部には、高さ 65 センチメートル以上の空間を確保すること。 (4) 水飲み器を設ける場合においては、使用のため接近する方向の床に奥行き 150 センチメートル以上、幅 90 センチメートル以上の水平部分を設けること。 (5) 手洗い場を設ける場合においては、周辺に車いす使用者が容易に近 	

		<p>づけるよう十分な広さを確保すること。</p>	
	<p>14 休憩所及び管理事務所</p>	<p>公園の中に休憩所を設ける場合においては、高齢者、障がい者等の当該休憩所への接近性及び当該休憩所内での移動性に配慮して、配置、間取り等の計画を行い、そのうち1以上は、次に定める基準に適合させることとし、公園の中に管理事務所を設ける場合においては、次に定める基準に適合させること。</p> <p>(1) 出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこととし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合においては、4の項に定める構造の傾斜路を併設すること。</p> <p>ウ 戸を設ける場合においては、有効幅員は80センチメートル以上とし、高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造のものとして</p>	

		<p>すること。</p> <p>(2) カウンターを設ける場合においては、そのうち1以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造とすること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応することができる構造である場合においては、この限りでない。</p> <p>(3) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</p> <p>(4) 不特定かつ多数の者又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所を設ける場合においては、そのうち1以上は、5の項に定める基準に適合させること。</p>	
	<p>15 屋根付き広場</p>	<p>公園に屋根付き広場を設ける場合においては、そのうち1以上は、次に定める基準に適合させること。</p> <p>(1) 出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこととし、地形の状況その他の特別の理由に</p>	

		<p>よりやむを得ず段を設ける場合においては, 4 の項に定める構造の傾斜路を併設すること。</p> <p>(2) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</p>	
	<p>16 野外劇場及び野外音楽堂</p>	<p>公園に野外劇場又は野外音楽堂を設ける場合においては, 次に定める基準に適合させること。</p> <p>(1) 出入口は, 15 の項(1)に定める構造とすること。</p> <p>(2) 出入口, (3)の車いす使用者用観覧スペース及び高齢者, 障がい者等に配慮した便所間の経路を構成する通路は, 次に定める基準に適合させること。</p> <p>ア 有効幅員は, 120センチメートル以上とすること。ただし, 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は, 通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとした上で, 有効幅員を80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこととし, 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合においては, 4 の項に定める構造の傾</p>	

斜路を併設すること。

ウ 縦断勾配は、4パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

エ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

オ 路面は、滑りにくい仕上げとすること。

(3) 当該野外劇場又は野外音楽堂の収容定員が200以下の場合にあっては当該収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員が200を超える場合にあっては当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用観覧スペースを設けることとし、当該車いす使用者用観覧スペースは、次に定める基準に適合させること。

ア 幅が90センチメートル以上、奥行きが120センチメートル以上であること。

イ 車いす使用者が利用する際に支障となる段がないこと。

別表第1

省略

別表第1の2

省略

別表第1の3

省略

別表第1の4

省略